

公安委員会 決裁資料	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正 (災害応急作業等手当の支給要件の緩和等)	令和6年9月12日 警務課給与係
<p><b>1 改正理由</b></p> <p>鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部改正に伴う所要の改正</p> <p><b>2 改正規則</b></p> <p>鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）</p> <p><b>3 改正内容</b></p> <p>本県警察職員に支給される災害応急作業等手当について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 災害警備等作業に従事した場合における付加要件（2日以上従事制限）を廃止</li><li>② 日没時から日出時までの間に行われた作業に対する加算（50/100加算）とするもの。</li></ul> <p><b>4 施行期日</b></p> <p>公布日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p>		